

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	20 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	9 件

## 千葉国民年金 事案 3764 (事案 43 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から51年3月まで

私は前回、「申立期間の国民年金保険料については、当時、家族3人で自営業をしていたので、両親の保険料と一緒に納税組合を利用して納付したはずであり、私の保険料だけが未納であるはずがない。」と委員会に申立てを行ったが、委員会の判断が出た後、私の父が私の国民年金の加入手続当初に保険料を遡及して納付したこと、及び保険料を全て納付したことを両親から聞いていたことを明確に思い出したことから、再申立てを行うので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が納付先と主張するA納税組合が昭和51年4月に設立されたことが確認でき、申立期間に係る昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料を収納することは不可能であること、ii) 申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付は両親が行ったとしており、申立人が直接関与しておらず、申立期間に係る保険料の納付方法、納付金額及び納付先等が不明であること、iii) 申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料が無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成20年1月24日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立人の父が申立人の国民年金の加入手続当初に保険料を遡及して納付したこと、及び申立人の保険料を全て納付したことを両親から聞いていたことを明確に思い出したとして、このことを新たな事情として再申立てしている。

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿において、昭和49年10月1日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出されていることが確認でき、申立人及び前後の国民年金被保険者に係る特殊台帳の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は同年11月頃に行われ、その際、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した47年4月1日に遡及して国民年金の被保険者資格を取得し、第2回特例納付及び過年度納付により当該資格取得日から申立期間直前までの保険料を納付したことが確認できるところ、現年度納付が可能な申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の父は、第1回特例納付制度を利用して未納期間の解消を図り、国民年金の被保険者期間の保険料を全て納付していることから納付意識の高さが認められる上、申立人は申立期間直後の昭和51年4月から56年3月までの期間の保険料をB市において現年度納付していること、及び申立人の父が保険料を申立人と一緒に納付していたとする申立人の母は、申立期間を含めて国民年金の被保険者資格を喪失する55年8月までの保険料を全て納付していることを考慮すると、申立人の申立期間の保険料は納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 8 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月から同年 12 月まで  
② 昭和 43 年 8 月

私の養母は、昭和 38 年 4 月頃 A 町役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたはずである。同年 1 月から同年 12 月までの期間及び 43 年 8 月の保険料が未納とされているのは納得できないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、A 町の国民年金被保険者名簿において、昭和 43 年 8 月の検認記録欄に「43. 10. 8」の押印があり、申立人の特殊台帳においても、国民年金保険料が納付されたことが確認できる上、被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録に申立期間②の保険料が還付された記録は無い。

また、被保険者名簿及びオンライン記録において、申立期間②は国民年金に未加入の期間として扱われているが、申立人は他の年金制度に加入しておらず、本来は強制加入期間として扱われるべき期間である。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 41 年 2 月 28 日に払い出されていることが確認でき、同時点で申立期間①は時効により保険料を納付できない期間であり、被保険者名簿の検認記録欄には「届出前消滅」の印が押されている。

また、申立人自身は、保険料納付に直接関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の養母は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、

保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年8月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年1月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで  
③ 昭和61年4月から同年6月まで  
④ 平成10年4月から11年3月まで

私は、昭和46年に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。保険料は納付書に現金を添えて毎月納付し、ときには納付が遅れたこともあったが、申立期間の保険料は納付したはずであり、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ3か月と短期間であり、オンライン記録において、前後の期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できる上、特殊台帳には申立期間①の保険料を納付したことを示すゴム印が押されていることが確認できることから、申立人は申立期間①及び②の保険料を現年度納付していたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間③については、オンライン記録によると、申立人は昭和61年10月31日に保険料の免除申請手続を行っていることが確認できるところ、当時は保険料の納期限が年4回から毎月納付へ変更され、経過措置として免除期間の始期についても従来の取扱いである申請のあった日の属する月前における直近の基準月から免除されることになっていたことから、当該免除申請日に基づく免除期間は同年7月から62年3月までとなり、申立期間③は免除申請手続が遅れたことにより未納とされていた事情

がうかがえる上、申立期間③の前後の期間は申請免除期間であることを踏まえると、申立人が申立期間③の保険料を納付していたとは認め難い。

申立期間④については、オンライン記録において、平成 12 年 9 月 5 日付けで過年度保険料の納付書発行履歴が確認できることから、申立期間④については、当該過年度納付書が発行されるまで未納であったことがうかがえる。

また、申立期間④は平成 9 年 1 月の基礎年金番号制度導入後の期間であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れや記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間③及び④の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 50 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 千葉国民年金 事案 3767

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年7月から61年3月まで

私が会社を退職した後、父が国民年金の加入手続を行ってくれ、その後、私は銀行の窓口で申立期間の国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録等から、昭和61年8月頃と推認でき、加入時点において申立期間の国民年金保険料は過年度納付が可能である。

また、申立人は申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、納付意識の高さが認められる上、申立期間は21か月と比較的短期間であることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年6月までの期間及び同年7月から44年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から43年6月まで  
② 昭和43年7月から44年2月まで

私は、妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料の納付及び免除申請手続を必ず同時に行っていたので、申立期間について妻は納付済みとなっているのに私だけが未納及び申請免除期間とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が夫婦の国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料の納付及び免除の申請手続を必ず同時に行ってきたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はその妻と連番で払い出されており、オンライン記録において、昭和42年3月以前については夫婦の納付記録及び免除記録は全て一致していることが確認できることから、申立人及びその妻は基本的に一緒に保険料の納付及び免除申請手続を行っていたと考えられる。

また、国民年金被保険者台帳において、申立人の妻は、当初、昭和42年4月から43年6月までは未納期間、同年7月から44年3月までは免除期間であったが、その後、過年度納付及び追納したことが確認できることから、申立期間①及び②についても申立人の妻が自身の保険料と一緒に納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年7月から39年7月までの期間、41年9月から42年11月までの期間、44年9月から45年4月までの期間及び同年8月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年7月から39年7月まで  
② 昭和41年9月から42年11月まで  
③ 昭和44年9月から45年4月まで  
④ 昭和45年8月から同年9月まで

私は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたのに未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③及び④については、申立人に係る特殊台帳及びA市の国民年金被保険者名簿によると、昭和36年4月から47年3月までの期間は国民年金保険料の納付済期間であることが確認できるところ、特殊台帳には、申立人の国民年金被保険者の資格喪失日が37年9月24日と記載され、申立人が厚生年金保険に加入した期間を含む同年9月から47年3月までの期間の保険料については、48年8月13日に還付されている記載が確認できる。

しかし、申立人は申立期間①、②、③及び④において被用者年金制度の被保険者ではないことから、当該期間は国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、国民年金の未加入期間とされていることについて行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和36年3月22日から同年11月1日までの期間及び37年5月17日から42年9月30日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和28年6月1日から29年9月7日まで  
② 昭和30年4月1日から33年4月16日まで  
③ 昭和33年5月1日から35年3月13日まで  
④ 昭和36年3月22日から同年11月1日まで  
⑤ 昭和37年5月17日から42年9月30日まで

私は、申立期間①から③までについては、A社の被保険者期間と併せて昭和35年9月22日に脱退手当金が支給され、申立期間④及び⑤については43年10月4日に脱退手当金が支給された記録となっている。A社退職後に脱退手当金を受給した覚えはあるが、その後は、脱退手当金を請求した覚えも、受給した覚えも無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間④及び⑤の脱退手当金は、B社C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年後の昭和43年10月4日に支給されたこととなっており、事業主が代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間④及び⑤の間の被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず支給の対象となっていないが、これを失念するとは考え難い上、この被保険者期間と申立期間④の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、一方の被保険者期間のみ支給されるということは事務処理上不自然である。

さらに、異なる記号番号で管理されている被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複取消を行った上で支給することとなるが、申立期間④及び⑤はそれぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複取消が行われていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間④及び⑤に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

- 2 申立期間①から③までについては、申立人が受給を認めているA社の被保険者期間と受給を認めていない申立期間①から③までの被保険者期間とは、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給されたこととなっており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）並びに申立期間②及び③に係る被保険者名簿には、記号番号の重複取消を行ったことが記載されていることから、申立期間①から③までの被保険者期間も併せて脱退手当金を受給したと考えるのが自然である。

また、申立人の記号番号は、重複取消の結果、A社の被保険者期間及び申立期間①から③までの被保険者期間は同一の記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間④以降の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、申立期間①から③までの被保険者期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 4 日から 41 年 7 月 1 日まで

私は、社会保険事務所（当時）で老齢年金を請求したとき、脱退手当金が昭和 34 年 6 月 24 日及び 41 年 9 月 5 日の 2 回支給されていると説明を受けた。34 年に受給した脱退手当金は自分で請求を行ったが、そのことを父に話したところ、「国が唯一国民の老後を保証してくれる制度なのに目先の金に飛びつき脱退するとは。」と厳しく叱られたことから、41 年に受給したとされている脱退手当金については絶対に請求していないので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、被保険者期間のうち申立期間直前まで勤務していた事業所に係る被保険者期間（10 か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間以前の被保険者期間において、昭和 34 年 6 月 24 日に脱退手当金が支給されているところ、「当該脱退手当金は自分で請求を行い、受給したが、そのことについて、父から厳しく叱られたので、申立期間に係る脱退手当金は絶対に請求していない。」と供述している上、申立期間に係る A 社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 41 年 7 月 1 日に、同社と所在地を同じくする B（機関）において、C 組合に加入し、支給決定時も組合員だったことを踏まえると、申立人が当時脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 40 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 4 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

私は、平成 13 年 4 月 16 日に A 社会保険事務所（当時）で年金を請求したとき、係の人に脱退手当金を受給していることを知らされたが納得できず、「いつ、どのように支払われたのか。」と聞いたが「分からない。」との回答だった。今回、脱退手当金を受給しているとの通知をもらったが、脱退手当金が支払われたとされる昭和 44 年 3 月 3 日は、私が退職した 42 年 7 月 1 日から約 1 年 8 か月も経過しており、脱退手当金を受給したことは無いので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年 8 か月後の昭和 44 年 3 月 3 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、初めて厚生年金保険被保険者となった事業所の厚生年金保険被保険者期間の 11 か月分がその計算の基礎とされておらず、申立人がこれを失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 17 日から 45 年 7 月 31 日まで  
私は、A社（現在は、B社）に在籍し、C県に所在したD社で勤務した期間の厚生年金保険の被保険者期間について脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受給したことは無いので厚生年金保険被保険者記録を確認してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間（13 か月）がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこの被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失し、かつ脱退手当金の受給要件を満たしている25名のうち、脱退手当金の支給記録のある者は2名と少ない上、B社は、「申立期間当時、退職する従業員に脱退手当金の説明はしておらず、代理請求は行っていない。」と回答していることから、事業主が申立人の委任に基づき代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 21 日から 42 年 8 月 16 日まで  
② 昭和 43 年 3 月 14 日から 46 年 11 月 16 日まで

私は、A社とB社に勤務した期間について脱退手当金を支給されたことになっているが、脱退手当金を受給したことは無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間①及び②の間にある1回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、未請求となっている被保険者期間と申立期間である2回の被保険者期間とは同一の厚生年金保険被保険者記号番号で管理されているにもかかわらず、脱退手当金が支給されていない期間として存在することは事務処理上不自然である。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後4ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後3年以内に資格を喪失し受給資格を満たす22人のうち、脱退手当金の支給記録のある者は3人と少なく、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 26 日から 37 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 3 月 23 日から 40 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 41 年 7 月 1 日から 42 年 6 月 1 日まで

私の年金記録において、申立期間の脱退手当金が支給された記録になっているが、当時、脱退手当金の請求手続を行ったことは無く、受給した記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、4回の被保険者期間のうち、申立期間より前の1回の被保険者期間（21 か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、この被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、異なる厚生年金保険被保険者記号番号で管理されている被保険者期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間①及び③と申立期間②とはそれぞれ異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 8 月 21 日から 35 年 2 月 10 日まで  
② 昭和 35 年 2 月 10 日から 36 年 10 月 4 日まで  
③ 昭和 36 年 11 月 1 日から 38 年 11 月 10 日まで

私は、社会保険事務所（当時）の記録では、昭和 40 年 9 月 21 日に脱退手当金を支給されたことになっているが、A社B支店を退職した後脱退手当金を受給したことは無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、4回の被保険者期間のうち、申立期間の前にある1回の被保険者期間（54 か月）についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が最初に勤務した事業所における被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立人のA社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理が行われておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、支給決定日（昭和 40 年 9 月 21 日）の約 1 年 9 か月前の 38 年 12 月 \* 日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

さらに、A社B支店の被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 4 ページに記載されている女性被保険者のうち、申立人の資格喪失日の前後 2 年以内に資格喪失した受給資格を満たす 8 人のうち、脱退手当金の支給記録のある者は申立人のみである上、申立期間の脱退手当金は

資格喪失日から約1年10か月後に支給決定されており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年6月13日から36年5月11日まで

私は、将来の老後のために、脱退手当金を受給しなかった。また、今まで数回、社会保険事務所（当時）に年金の相談に訪れているものの、平成22年9月15日の年金事務所からのお知らせを受け取るまで脱退手当金が支給されていることを承知していなかった。当該脱退手当金は受給していないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、2回の被保険者期間のうち、最初の被保険者期間（59 か月）を失念するとは考え難い。

また、申立人は、申立期間の事業所を退職した1年7か月後に、次の事業所において、申立期間と同一の厚生年金保険被保険者記号番号で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることを踏まえると、申立人が申立期間の脱退手当金を受給したことを認識していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 6 月 1 日から 39 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 39 年 6 月 1 日から 44 年 8 月 21 日まで

私は、出産のため昭和 44 年 8 月 21 日付けでA社を退社したが、子育てが一段落した後に再度仕事をする予定だったので、脱退手当金の請求はしていない。申立期間の脱退手当金が支給されたことになっているので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している厚生年金保険被保険者証には、再交付の押印は無く、申立期間に係る最初の事業所で厚生年金保険に加入した際、発行されたものと考えられるところ、脱退手当金を支給した場合、当時の事務処理において厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたが、当該厚生年金保険被保険者証にはその表示が無い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間の最終事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 年後の昭和 45 年 8 月 19 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間の標準報酬月額について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額に係る記録を 53 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から4年5月1日まで

私は、昭和61年12月にA社にB（役職）として入社し、平成2年6月には同社の取締役になり、7年4月まで勤務したが、2年7月から急に標準報酬月額が8万円に下がり、4年5月からまた元の53万円に戻っている。申立期間の標準報酬月額が下がっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、平成6年2月3日付けで、2年7月1日に遡って8万円に引き下げられ、4年4月まで継続していることが確認できる上、当該事業所に勤務していた複数の同僚についても、平成6年2月3日付けで、標準報酬月額の記録が遡って引き下げられていることが確認できることから、社会保険事務所がこのような処理を行う合理的理由は認められない。

また、C健康保険組合が保管する記録において、申立人の申立期間における健康保険の標準報酬月額は、平成2年7月から同年9月まで53万円、同年10月から3年10月まで56万円、3年11月から4年4月まで68万円となっていることが確認でき、これは、厚生年金保険の標準報酬月額の上限である53万円に相当する。

さらに、当該事業所の元取締役経営管理室長で、総務部及び経理部の責任者だった者は、訂正処理が行われた平成6年2月頃の当該事業所の経営実態について、「経営不振で給料の遅配は常だった。社会保険料の未払い

も常に行われており、その他の支払いも滞っていた。」とした上で、申立期間当時の当該事業所と管轄の社会保険事務所との交渉過程について、「保険料が未払いのため、社会保険事務所からの呼出しに、私が出向いた。このとき社会保険事務所の職員から、脱退を迫られた。このため、後日、社長と出向いたところ、経営陣の標準報酬月額を教示され、訂正した。」と供述している。

加えて、当該事業所の商業登記簿謄本において、申立人が、申立期間を含む平成2年6月30日から6年6月30日まで取締役であることが確認できるが、雇用保険の加入記録（昭和61年12月15日に資格取得、平成6年6月30日に離職）により、申立人は使用人兼務役員であることが確認できる上、当該事業所における申立人の勤務実態について、複数の元同僚が、「D（業務）を担当しており、社会保険の事務には関与していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立期間における標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和30年8月1日、資格喪失日は同年8月26日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、4,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和15年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年8月1日から同年8月26日まで  
② 昭和31年12月10日から33年4月1日まで  
③ 昭和33年4月1日から36年2月24日まで

私は、B事業所に勤務する前に、短期間ではあるが親戚の紹介でC区のA社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと思うので、調査してほしい。

また、B事業所及びD事業所に勤務していた期間については、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、当時、脱退手当金の制度を知らず、すぐに再就職しようと考えていたので、脱退手当金を請求するはずはなく、納得できないので調査をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「B事業所に勤務する前に、短期間ではあるが親戚の紹介でC区のA社に勤務していた。」と主張するところ、厚生年金保険被保険者台帳及びA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の旧姓と同姓同名で、生年月日が一致する基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日：昭和30年8月1日、資格喪失日：同年8月26日）が確認できる。

また、申立人は、当該事業所の所在地及び職務内容について具体的に供述していることから、申立人は申立期間①において、当該事業所に



勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、事業主は、申立人が昭和 30 年 8 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年 8 月 26 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者台帳及び被保険者名簿の記録から、4,000 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②及び③については、B事業所及びD事業所に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、当該期間の脱退手当金は、D事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 36 年 5 月 26 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間②及び③の 2 回の被保険者期間が同一記号番号で管理されているにもかかわらず、申立期間③後の被保険者期間は別の記号番号となっており、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものとするのが自然である上、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間②及び③に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年7月31日から5年4月1日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成5年4月1日から6年4月28日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年7月31日から5年4月1日まで  
② 平成5年4月1日から6年4月28日まで  
③ 平成6年4月28日から同年9月21日まで

私は、A社に平成2年9月1日から6年9月21日まで勤務していたが、その勤務期間のうち、4年7月31日から5年4月1日までの期間及び6年4月28日から同年9月21日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調べてほしい。

また、平成5年4月から6年3月までの標準報酬月額が20万円に減額されているが、当時の給与支給額に相当する標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の加入記録及び複数の元同僚の証言から、申立人は当該期間においてA社に継続して勤務していたことが推

認できる。

また、申立人と同職種であった複数の元同僚から提出された給与明細書により、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は当該期間について保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における平成4年6月及び取り消された同年10月の社会保険事務所の記録から、28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、オンライン記録による当該事業所における資格喪失日（平成4年7月31日）が厚生年金基金の記録における資格喪失日と同日になっており、社会保険事務所及び厚生年金基金の双方が誤って同じ資格喪失日と記録したとは考え難いことから、事業主は申立人に係る資格喪失日を同年7月31日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月から5年3月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、当該事業所が平成6年4月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後の同年6月8日付けで、遡及して20万円に標準報酬月額を引き下げる処理がなされており、申立人のほか24人についても同様に標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

また、元同僚の証言から、申立人は当該事業所においてB（職種）として勤務しており、社会保険の事務手続については別の者が行っていたことが確認できることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらず、当該処理に係る記録は有効なものとして認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

- 3 申立期間③については、当該事業所は平成6年4月28日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、元事業主の所在が判明しないた

め申立人の当該期間に係る勤務実態及び保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録において、当該期間の直前の期間に厚生年金保険被保険者の資格を有する元同僚8人に対して申立人の勤務実態等について照会したが、勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について具体的な証言は得られない。

このほか、申立人の当該期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果 36 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の 26 万円とされているが、申立人は、申立期間において平成 20 年 3 月及び同年 4 月は 34 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 36 万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を同年 3 月及び同年 4 月は 34 万円、同年 5 月から同年 8 月までは 36 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 3 月 15 日から同年 9 月 1 日まで

A 社は、当初届け出た申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格取得届において、標準報酬月額を誤って届け出たとして、平成 23 年 3 月 24 日に訂正の届出を提出しているが、年金額の計算の基礎とならない記録とされているので、年金給付に反映されるように記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初 26 万円と記録されていたが、当該期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成 23 年 3 月 24 日に 26 万円から 36 万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（36 万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（26 万円）となってい

る。

しかし、A社から提出された賃金台帳によると、申立人は、申立期間について、当初記録されていた標準報酬月額より高い標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、当該事業所から提出された賃金台帳から確認できる保険料控除額及び報酬月額から、平成20年3月及び同年4月は34万円、同年5月から同年8月までは36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間に係る事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の訂正後の標準報酬月額に基づく当該保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和33年1月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年1月22日から同年3月1日まで

私は、昭和24年2月にA社（現在は、B社）へ入社し、57年5月に退職するまで、継続して勤務したにもかかわらず、同社C本社から同社D営業所へ転勤した時期の厚生年金保険の加入記録が欠落しているので、調査して加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の証言から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（同社C本社（事業所記号：E）から同社D営業所（事業所記号：F）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日について、申立人は、「昭和32年のクリスマスの頃に異動の内示を受け、正月明けの33年1月6日から3日間、A社D営業所の幹部に随行して、顧客先の挨拶回りを行った後、同年1月22日に同社D営業所へ赴任した。」と具体的に供述していることから、33年1月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和33年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月までの期間、同年 4 月から 3 年 3 月までの期間、10 年 8 月から 11 年 4 月までの期間、13 年 5 月及び 14 年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月から平成元年 3 月まで  
② 平成元年 4 月から 3 年 3 月まで  
③ 平成 10 年 8 月から 11 年 4 月まで  
④ 平成 13 年 5 月  
⑤ 平成 14 年 12 月

私の申立期間①及び②の国民年金保険料は、母が国民年金の加入手続を行って納付したはずであり、未納及び未加入の期間とされていることは納得できない。また、申立期間③、④及び⑤の保険料についても納付したはずであり、未納及び未加入の期間とされていることが納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、平成 3 年 5 月に払い出されており、オンライン記録において、同年 6 月 18 日に申立期間①に係る昭和 63 年 2 月 9 日の国民年金の被保険者資格取得及び平成元年 4 月 1 日の被保険者資格喪失の処理が行われていることが確認できることから、同時点で申立期間①の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、申立期間②については、オンライン記録において、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されないことから、保険料を納付することはできない期間である。

さらに、申立期間③、④及び⑤については、平成 9 年 1 月の基礎年金番

号制度導入後の期間であることから、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない上、申立期間④及び⑤については国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料の納付書は発行されないことから、保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立期間は合計5回、49 か月に及び、申立期間に係る複数の行政機関が同一人に対して同様の事務処理誤りを繰り返すことは考え難く、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から43年3月までの期間、45年3月、同年7月から同年9月までの期間、47年10月から48年6月までの期間及び51年10月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年1月から43年3月まで  
② 昭和45年3月  
③ 昭和45年7月から同年9月まで  
④ 昭和47年10月から48年6月まで  
⑤ 昭和51年10月から54年3月まで

申立期間①から④までについては、A（職種）であった父が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間⑤については、昭和51年12月に夫婦一緒にB市役所で国民年金の加入手続を行い、私が夫婦二人分の保険料を納付した。申立期間①から⑤までが未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①から④までについては、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父は既に亡くなっており、具体的な納付状況は不明である。

また、特殊台帳及びオンライン記録において、当該期間は未納と記録されている上、同一の行政区において同一人に複数回の事務処理誤りを繰り返すことは考え難い。

2 申立期間⑤の保険料については、申立人は、昭和51年12月に夫婦一緒にB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人が夫婦二人分の保険

料を納付したと申述しているが、申立人に係る国民年金手帳記号番号払出簿には、53年10月18日にB市への転出処理が行われたことが記載されており、同市の保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿には、同年11月30日に同市から社会保険事務所（当時）へ住所変更通知が行われたことが記載されていることから、同年10月頃に申立人が同市において加入手続を行ったものと推認できる上、申立人夫婦の被保険者名簿の記載から、申立人夫婦が同時に加入手続を行ったとは考え難い。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間⑤は30か月と長期間である上、申立期間⑤のうち昭和52年1月から同年3月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の保険料については、申立人が一緒に納付したとする申立人の妻も未納である。

- 3 申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの期間及び同年10月から53年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和52年1月から同年3月まで  
② 昭和52年10月から53年3月まで

私は、夫の退職に伴い、昭和51年12月に夫婦一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行い、夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年12月に夫婦一緒にA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したと申述しているが、申立人夫婦に係るA市の保管する国民年金被保険者名簿の記載から、申立人夫婦が同時に加入手続を行ったとは考え難い。

また、申立人に係る上記被保険者名簿の検認記録欄及び納付状況欄において、申立期間の保険料は未納と記録されており、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人夫婦の保険料を納付したとするその夫の上記被保険者名簿及びオンライン記録においても当該期間は未納であることが確認できる。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年4月から61年3月まで

私は、A事業所を辞めた後、昭和58年8月頃に、B町役場に自分で行って、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、払うべきものは払うように親から言われていたのので、国民年金保険料は納付書で毎月納付してきたのだから、申立期間が未納とされていることは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年3月31日に社会保険事務所（当時）からB町に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の前後の国民年金被保険者の納付記録等により、申立人の国民年金加入手続は同年4月頃と推認できることから、この時点を基準とすると、申立期間のうち58年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない期間である。

また、オンライン記録及びB町の保管する国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料を納付していた事実は記録されていない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を自分で納付したと主張しているが、加入手続及び保険料の納付状況についての申立人の記憶は不鮮明で具体的な説明が得られない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3774

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から平成2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和27年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年10月から平成2年4月まで

私は、昭和54年9月に勤務していた会社が倒産したので、同年10月にA市B支所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。国民年金保険料は、C信用金庫D支店（当時）の預金口座からの引落とし又は納付書で納付したはずであり、申立期間が未加入となっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年11月27日に社会保険事務所（当時）からA市に払い出された手帳記号番号の一つであり、申立人の所持する年金手帳には同手帳記号番号が記載され、同手帳の交付日が同年12月6日と記載されていることから、同日に国民年金の加入手続が行われたと推認できるところ、この時点で、申立期間のうち58年9月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない期間である。

また、上記年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和54年10月13日と記載されているが、オンライン記録において、申立人の上記手帳記号番号に係る国民年金の被保険者資格記録は62年2月23日に取り消されていることが確認できる上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料納付の前提となる別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は127か月と長期間であり、行政がこれだけの長期間にわたり、記録管理を誤ることは考え難い上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月

私は、年金事務所が管理する私の年金記録のうち、厚生年金保険から国民年金に切り替えた昭和 59 年 4 月の国民年金被保険者期間が抜けており、未加入とされているが、私は当時 A 区役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付した記憶があるので、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、申立人が国民年金の被保険者資格を昭和 59 年 5 月 24 日に任意で取得したことが記載されており、オンライン記録及び B 市の保管する国民年金被保険者名簿とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日により、申立人の国民年金の加入手続きは昭和 59 年 5 月頃に行われたと推認でき、申立人は申立期間当時、厚生年金保険被保険者である夫の配偶者であることから、申立期間は国民年金の任意加入対象期間となり、遡って任意加入することはできない。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和35年10月1日に国民年金制度が発足したとき、A区で母とB(業種)を営んでいたので、母が私と母の国民年金の加入手続きを一緒に行い、A区役所の集金人に国民年金保険料を納付していた。母が死亡した39年4月以降は、自分で保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによると、昭和40年2月22日に払い出されていることから、申立人の国民年金の加入手続きは同日に行われ、その際、国民年金の適用事務が開始された35年10月1日(保険料の徴収開始は36年4月1日)に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認でき、この時点で、申立期間のうち37年12月以前の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、保険料をまとめて納付したことはないと申述している。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は48か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3777

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年8月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月から9年2月まで

私が平成8年8月頃に、母がA市役所の窓口で国民年金の加入手続きを行い、私が短期大学を卒業し就職するまでの期間の国民年金保険料については、母がA市役所の窓口で9万円ぐらを一括で納付しているはずである。弟二人についても同様に母が国民年金の加入手続きを行い、就職するまでの期間の保険料を納付しており、弟二人の学生時代は納付済みの記録になっているのに、私のみ未納となっているのは納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が申立期間の国民年金保険料を一括で納付したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成8年10月頃に払い出されており、申立人の加入手続きは同時期に行われたと推認でき、仮に加入直後に現年度分の保険料を一括で納付した場合、9年3月までの保険料を納付することとなり、申立人は同年3月31日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、同年3月の保険料は重複納付となるが、オンライン記録において、同年3月の保険料が還付された記録は存在しない。

また、申立期間の一部は、平成9年1月の基礎年金番号制度導入後であり、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機による入力等、事務処理の機械化が進んでおり、記録漏れ、記録誤り等が生じる可能性は少ない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続き及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、国民年金の加入手続き及び保険料を納付したとする申立人の母は、保険料の納付時期に関する記憶が明確でない上、申立期間

の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3778

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から同年12月まで

私は、平成10年頃に、嫁いでいた先が経営する会社で厚生年金保険に加入する際、元義母が申立期間の国民年金の加入手続も行い、申立期間の国民年金保険料を一括納付してくれたと聞いているが、その納付記録が無いので調査して欲しい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の元義母が国民年金の加入手続を行ったとする平成10年10月の時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に申立期間の保険料を納付する前提となる国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、元義母に聴取を行うことができないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3779

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和23年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年5月から48年3月まで

私は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付には関与していないが、昭和43年6月頃に、自宅に突然訪れたA区の職員から「国民年金保険料を納付してください。」と言われ、それ以降45年6月頃まで父が集金人に保険料を納付していたはずである。また同年6月以降は、集金人が自宅に来なくなったので、父が銀行や郵便局で納付していたと思うので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ってくれたと申述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の納付記録等から、昭和48年5月頃に申立人の国民年金の加入手続が行われ、この時点で申立人が43年5月19日に遡って国民年金の被保険者資格を取得したものと推認されることから、加入手続を行った48年5月頃を基準にすると、申立期間のうち46年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与していなかったと述べている上、申立人の加入手続及び保険料を納付したとする申立人の父は既に亡くなっており、当時同居していたその母からは聞き取り調査を行うことができず、申立期間における加入手続及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間は 59 か月と長期間である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 千葉国民年金 事案 3780

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年9月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月から57年3月まで

私は、申立期間当時、父が営んでいたA（業種）を手伝っており、父が私の国民年金の加入手続を行ってくれ、家族3人の国民年金保険料を納付していた。父は全ての支払いについて忘れてたり、遅れたりすることが嫌いな性格であったので、申立期間の保険料を納付しているはずであり、両親は納付済みとなっているのに私だけが未納とされていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続を行い、家族3人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月31日に社会保険事務所（当時）からB市に払い出された手帳記号番号の一つであり、B市の保管する国民年金手帳記号番号払出簿から同年10月28日に申立人の国民年金の加入手続が行われていることが確認でき、その時点において、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない。

また、申立期間のうち昭和51年9月から52年5月までの期間において、B市の保管する国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果、申立人の氏名を確認することができない上、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は67か月と長期間であり、申立人の保険料を納付したとするその父は既に亡くなっていることから保険料の納付状況は不明で

ある上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 7 日から 41 年 12 月 21 日まで  
私は、A社を退職するときに脱退手当金を含め年金についての話は一切されず、脱退手当金については何も知らなかった。55歳のとき、年金事務所に年金の申出をした際、A社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給されていると言われ初めて脱退手当金のことを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の支給については、脱退手当金裁定請求書が現存している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3874

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 10 月 14 日から 38 年 12 月 21 日まで  
私が厚生年金保険に加入した2つの事業所のうち、2回目に勤務したA社に係る厚生年金保険被保険者期間は、脱退手当金が支給されたと記録されているが、脱退手当金は受給していないので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、脱退手当金を請求する場合、その請求以前の厚生年金保険被保険者期間の全てを対象として請求するものとされているところ、昭和 32 年 3 月 26 日から同年 8 月 10 日までのB社に係る被保険者期間が当該脱退手当金の支給対象期間とされていないが、申立期間の厚生年金保険被保険者記号番号と別番号で管理されていた上、申立人は当該事業所における厚生年金保険の加入については覚えていないと供述していることから、当該被保険者期間が支給対象期間となっていないことに不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 2 月 1 日から同年 9 月 12 日まで  
② 昭和 36 年 2 月 11 日から同年 8 月 1 日まで  
③ 昭和 36 年 8 月 1 日から 39 年 9 月 17 日まで

私は、昭和 39 年 9 月に A 社を退職し、その約 5 年後の昭和 44 年 4 月に脱退手当金が支払われた記録になっているが、脱退手当金を請求した記憶は無く、受け取った記憶も無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の管轄年金事務所が保管する申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、申立人の当時の住所が記載され、脱退手当金計算書等の関係書類には「昭和 44 年 4 月 15 日送金済」の押印があり、支給決定通知書を当該住所地に送付し、近隣の指定金融機関に提示して受給する扱いであったことが推認できる上、脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）では、「脱退手当金決定並びに支出伺」を作成して決裁を得るなど、適正な裁定手続が行われていることが確認できる。

また、申立人は、昭和 39 年 \* 月 \* 日に婚姻し改姓しているところ、上記裁定請求書には改姓後の氏名が記載されているとともに、付属資料により申立人が脱退手当金の請求と同時に氏名変更手続を行ったことがうかがえる上、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 28 日から 39 年 8 月 10 日まで  
② 昭和 41 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、年金受給手続のときに、申立期間について脱退手当金が支給されている記録となっていることを知った。請求手続を行った覚えは無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、A事業所を退職した約7か月後の昭和42年6月25日に重複取消の処理が行われたことがA事業所の申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年3月13日に支給決定されていることを考え併せると、脱退手当金の請求に併せて重複取消が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、A事業所における厚生年金保険被保険者の資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 3 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで  
私は、昭和 29 年 3 月 1 日から 32 年 2 月 1 日まで A 区 B の C 事業所に、  
33 年 8 月 14 日から 35 年 3 月 20 日まで D 区 E の F 社にそれぞれ G (職  
種) として勤務した。そのうち、F 社に勤務した期間の脱退手当金をも  
らったが、申立期間については請求していないので調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間と受給を認めている期間とは、オンライン記録上、合算して脱退手当金が支給決定されたこととなっているところ、申立人が受給を認めている期間の事業所別被保険者名簿には、当該事業所を最終事業所とする脱退手当金の受給記録である「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間と受給を認めている期間を基礎とした脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、受給を認めている期間の厚生年金保険被保険者記号番号は、事業所を退職した約 2 か月後の昭和 35 年 5 月 12 日に重複整理の手続が取られたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が同年 7 月 4 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 4 月 1 日から 6 年 11 月 1 日まで  
私は、A社に入社してから退職するまで 63 万円程度の給与をもらっていたと思うが、申立期間の標準報酬月額が 30 万円に下がっている。納得いかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B厚生年金基金から提出された申立人に係る厚生年金基金加入台帳により、申立期間の標準報酬月額は 30 万円であったことが確認でき、オンライン記録と一致している。

また、A社の社会保険担当者から提出された申立人に係る「厚生年金基金加入員標準給与改定通知書」及び「厚生年金基金加入員資格喪失通知書」並びに「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、平成 3 年 4 月の改定時及び資格喪失日である 6 年 11 月 1 日の標準報酬月額が 30 万円であったことが確認でき、オンライン記録と一致している。

さらに、当該事業所の前述の社会保険担当者は、「上司から、申立人の給与を 30 万円に引き下げたことを聞いた。」、「システムの給与業務を行っていたので、申立人の給与から社会保険事務所（当時）へ届け出た額より多くの保険料を控除するようなことはなかった。」と証言している。

加えて、当該事業所は平成 14 年 4 月 1 日に適用事業所でなくなり、15 年 12 月\*日付けで破産しており、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた賃金台帳等の関連資料を確認することができない。

このほか、申立期間において、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額よりも高額な標準報酬月額に基づく保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年6月1日から41年4月16日まで

私は、A社B営業所に勤務していた期間は厚生年金保険に加入していたとは思っていなかったが、日本年金機構からの通知で、その期間については脱退手当金を受給したようになっており、厚生年金保険の加入期間であることが分かったが、脱退手当金を受給した記憶は無く、その前に勤務していた事業所の厚生年金保険の加入期間を含めずに、申立期間の脱退手当金を請求したとは考えられないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社B営業所の厚生年金保険被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和41年5月24日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 千葉厚生年金 事案 3880

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 12 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで  
私は、昭和 44 年から 48 年まで継続してA社に勤務していたので、申立期間が厚生年金保険の加入期間になっていないことは納得できない。調査して厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間を含む昭和 44 年から 48 年まで継続してA社に勤務していた。」と主張している。

しかし、当該事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、「当時の資料は保管していないため申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除については不明である。」と回答している上、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険被保険者の資格を有する元同僚に対し照会したが、申立人の勤務期間について具体的な回答は得られなかった。

また、上記被保険者名簿によると、申立人は、当該事業所において昭和 44 年 12 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失し、45 年 11 月 1 日に別の厚生年金保険被保険者記号番号で資格を再取得しており、当該資格記録はオンライン記録と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 千葉厚生年金 事案 3881

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 44 年 2 月 21 日まで

私は、A社に勤務した期間について、年金記録では脱退手当金を受給したことになっているが、同社を退職するときには、脱退手当金制度を知らなかったため、請求手続は行っておらず、脱退手当金を受け取った記憶は無いので調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後のページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 44 年 2 月 21 日の前後 1 年以内に資格喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格を有する 36 人について脱退手当金の支給記録を確認したところ、19 人（申立人を含む。）に支給記録があり、うち 12 人が 6 か月以内に支給されていることから、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 44 年 4 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。